

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

私は、夫の仕事柄、国民年金制度はよく理解しており、また、母も国民年金に任意加入していたことから、昭和50年1月ごろ、A市役所B支所で任意加入の手続をした。申立期間の国民年金保険料は、毎月集金に来ていたC金庫の外交員に預けていた。外交員も内容を確認していたし、後日、私も外交員が持参した領収書を確認していた。30年以上前のことなので、当時の家計簿も領収書も残っていないが、当時は家計簿をつけていたので、納付漏れは考えられない。また、未納であるとの督促状や2年の時効の案内も受け取っていない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は、昭和50年1月に国民年金に任意加入しており、申立期間の前後において、申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間の3か月のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、毎月集金に来ていたC金庫の外交員に、3か月ごとに国民年金保険料を手渡していたと述べており、A市では、昭和46年度から納付書納付に切り替わっている上、申立期間当時、同金庫は、A市の収納代理金融機関であることが確認できることから、申立人の主張は、基本的に信用できる。

加えて、申立人の母親も国民年金に任意加入し、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 29 日から 34 年 5 月 5 日まで

昭和 35 年 10 月に入社した A 社では庶務の方に同事業所の期間だけの脱退手当金の手続をしてもらい、41 年に受領した。

平成 20 年、ねんきん特別便が来て調べてもらったところ、B 社の脱退手当金と C 社の 1 か月分の記録漏れが分かった。

B 社の期間の脱退手当金支給日が昭和 34 年 12 月 29 日になっていて、役所が休みに入る日に支給されたというのは納得できない。また、同事業所を退職したのは夜間高校に通学するためだが、円満退職というわけではなく 4 月分の給与をもらって辞めただけで、退職時の書類のことなど知らなかった。

当時は厚生年金保険のことも頭に無かったので、B 社の期間の脱退手当金を請求したことは無いため、申立期間の脱退手当金支給記録を取り消し、被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 8 か月後の昭和 34 年 12 月 29 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い上、支給されたとする額は法定支給額と 138 円相違している。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難いほか、申立期間と未請求となっている被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和39年3月16日に入社以来、平成元年9月16日の退職までA社及びそのグループ会社に25年間在籍し、その間5回の異動を経験した。給与面においては所属する会社から毎月受領し、社会保険料についてもその給与から控除されていた。しかし、昭和41年4月1日付けのA社からB社への人事異動の際、資格喪失日が同年3月31日となっていることから、1か月の未加入期間がある。当時の給与明細書等、証明できるものは無いが、人事異動に伴う未加入期間は無いので、同年3月についても厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管している人事記録、退職金支給明細書及び社内報により、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和41年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年2月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料

を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月16日から同年4月1日まで

A社に昭和37年4月から平成13年3月まで継続して勤務していたが、昭和42年3月16日に同社C支社から同社B支店に転勤した直後の期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった退職者に係る厚生年金保険加入履歴及び雇用保険の加入記録並びに元同僚の証言などから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年3月16日にA社C支社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和48年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月16日から同年12月15日まで

私は、昭和48年6月1日から同年12月15日までB県C町に在ったA社に勤務していた。厚生年金保険の記録が同年8月16日までの2か月となっているのは納得できない。当該事業所の労働者名簿にも「昭和48年12月15日付退職 自己都合」と明記されているので、退職までの期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社を承継するD社から提出された労働者名簿によれば、申立人は、昭和48年6月1日「試用」、同年8月16日「本採用」、「同年12月15日付退職」との記載があり、当該事業所は、同名簿と社会保険庁への届出は一致させていると述べ、さらに、「申立人から保険料を控除していたことは間違いないと思う」と回答していることから判断すると、申立人は、同社において同年12月15日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年7月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを誤って記録するとは考え難いことから、事業主が昭和48年8月16日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事

務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間は、A 市役所から隔月ぐらゐに督促状が届いた。時期ははっきりしないが、収入が安定したので、私が A 市役所の男性職員に現金 20 万円ほどを納付した。その後、督促状も届かないので、すべて納付済みになっていると判断した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその妻から聴取しても、納付時期、納付期間等についての記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、隔月ぐらゐに督促状が届き、A 市役所の男性職員に現金 20 万円ほどを一括で納付したと述べており、申立期間は複数年度にまたがっていることから、過年度保険料の納付を含む申立てとみられるが、A 市は過年度保険料の督促及び収納業務を行っていない上、国民年金保険料の時効は 2 年間であるため、申立期間すべての国民年金保険料を一括で納付することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、申立人の妻も同様に未納であることが確認できることから、申立人同様その妻にも督促状が送付されるはずであるが、申立人は、督促状は妻には届かず、自分のみ届いたと思うと述べており、申立内容が不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から43年12月まで

昭和37年8月にA市のB店を退職後、C市のD店に入店した。私の実家でもあり、当時は私の母親が事務等を行っており、役所の職員の方が集金に来ていた。母親が、両親の国民年金保険料と併せて納付していたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年9月ごろに夫婦連番で払い出されており、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時同居していた申立人の実弟から聴取しても、申立人の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月

昭和51年2月、会社を退職したので、A町役場で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、窓口で国民年金保険料と国民健康保険料を併せて1か月分納付したので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年2月に会社を退職後、A町役場で国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には国民年金に係る記号番号や資格記録の記載は無いほか、国民年金加入手続の後に年金手帳の交付を受けた記憶も無く、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の妻は国民年金には昭和61年4月まで未加入であるが、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者でないため、強制加入であるにもかかわらず、国民年金に未加入のままである。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から平成5年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から平成5年8月まで
平成5年8月31日ごろに社会保険業務センターから封書が届き、年金未納（免除期間）の34万5,300円を支払うと、1か月当たりの年金額が3万円から6万円に増えると通知があった。同年9月2日から同月5日までの間に自分の生命保険の満期返戻金を引き出し、郵便局で納めた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年9月2日から同月5日までの間に自分の生命保険の満期返戻金を引き出し、郵便局で国民年金保険料を納めたと主張しているが、申立人はどの期間を納めたのか覚えていないとしている上、申立人が提示した預金通帳で、同年8月31日に生命保険の満期返戻金と思われる金額が入金されたこと、及び同年9月2日に6万円が出金されたことは確認できるものの、34万5,300円と記憶している保険料額に相当する金額の出金が確認できない。

また、追納勧奨の際、被保険者からの申出が無い限り、事前に年金額の試算を行い通知することは行っていない上、申立人は、平成5年8月時点で年金受給者でなく、1か月当たりの年金額が3万円と特定できないことから、申立人の主張は不合理な点が散見される。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 21 日から 47 年 1 月 30 日まで
② 昭和 48 年 10 月 1 日から 63 年 3 月 1 日まで

高校卒業と同時に父の起こしたA社に就職し、平成5年11月に倒産するまで勤務した。途中、昭和42年6月2日に長男、47年10月30日に長女を出産するため休職したが、夫の父母に面倒を見てもらい勤務を続けた。厚生年金保険被保険者期間に未加入期間があることは納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言から、申立人が両申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、A社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和43年6月21日に被保険者資格を喪失していること及び健康保険証を返納していることをうかがわせる「返納」のゴム印に丸印がされていることが確認できる。

また、申立期間②については、当該原票によれば、昭和48年10月1日に被保険者資格を喪失していること、及び「証返」並びに日付は判読できないがゴム印があり「滅失」欄に丸印がされていること、「督促」欄に日付は判読できないがゴム印が押されていることが確認できる。

さらに、申立人の夫に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和43年6月25日に申立人の夫に係る健康保険の被扶養者となっていることが確認でき、社会保険庁の記録から被扶養者の解除年月日は63年8月22日と確認できることから、申立人は43年6月25日に申立人の夫に係る健康保険の被扶養者となったまま、同年1月30日から48年10月1日まで厚生年金保険被保険者の資格を取得していたものと推認される。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からも申立てに係る明確な証言は得られず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情も

無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
② 昭和 60 年 4 月 21 日から 62 年 12 月 31 日まで

私はA社に昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 12 月 31 日まで勤務した。また、事業所から在職証明書も提示されているので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できるものの、当該事業所からは、当時の資料が無いため、申立人の厚生年金保険料の控除について有効な回答を得ることはできなかつたほか、申立人は申立期間①において国民年金に加入しているが、昭和 58 年 4 月から同年 10 月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間となっている。

また、申立期間②については、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録は離職日が昭和 60 年 4 月 20 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と一致しているほか、申立人は申立期間②において国民年金に加入しており、B市役所で保管されている国民年金台帳に申立人が 61 年 2 月 7 日に来庁し、国民年金の将来の納付を約束する旨の記載がされているほか、62 年 4 月から同年 12 月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間となっていることを踏まえると、申立人が両申立期間について厚生年金保険被保険者として認識していた事情はうかがえない。

さらに、両申立期間について、厚生年金保険被保険者記録がある同僚から、申立人の勤務期間及び厚生年金保険料の控除に係る具体的な証言を得ることはできなかつた。

加えて、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 20 日から 34 年 11 月 28 日まで
A社（現在は、B社）に昭和 32 年 1 月に入社して以来、36 年 6 月まで続けて同じ仕事をしていた。同社を途中で退職した記憶は無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するA社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、連続している上、申立期間の前と後で異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されている。

また、A社C支店の入退職簿には、「荷扱手、氏名:D氏、生年月日:昭和 15 年、健:1469、失:860、入社月日:32 年 1 月 21 日、退社月日:33 年 7 月 21 日」と記録されていることから、申立人が同社をいったん退職したことが推認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、加えて、申立期間当時の状況を知っているという同僚への聴取を行ったが、申立人の主張を裏付けるような証言を得ることもできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から38年12月1日まで
昭和35年10月ころにA社に入社し、39年8月ころまで働いていた。厚生年金保険の加入が38年12月2日からになっているが、35年10月から働いていたので、同年10月からの加入にしてほしい。同年10月当時の従業員数は45名だった。事務員のB氏、社長のC氏が働いており、自分も会社の設立当時から技術者として働いていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和35年10月1日から勤務していたと供述しているが、申立人が証言を求めた事務員、社長は既に死亡しており、申立人の保険料控除の事実を確認できる証言が得られない。

また、申立人は、当該事業所の設立当初の従業員数を45名と供述しているが、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある同僚は、「当該事業所の従業員数が45名ほどになった時期及び申立人の入社時期は当該事業所の法人化（昭和37年1月12日）以降であり、それまでは、申立人は板金屋として当該事業所に係わっており、当該事業所の創業時の従業員数は10名ほどであった」旨証言しており、社会保険庁の記録によると当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年1月当時の厚生年金保険の資格取得者は9名となっているほか、38年12月時点の整理番号は※※番となっている。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 290 (事案 153 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 3 日から 36 年 12 月 19 日まで

脱退手当金が支給されたとされる日は、まだ産後の休養中で出産直後の子供が死亡した日でもあり、新たに得た元夫の弟による証明書のとおり、受給に出向くことも考えられず、受給したことも無い。脱退手当金の支給済み記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主(A社B工場)による代理請求がなされたものと考えられ、支給額に計算上の誤りも無いなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 16 日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、産後間もなくの支給決定であり、新たに提出された申立人の元夫の弟による証明書のとおり、受給に出向くことができなかつたと主張するが、当該証明書から、申立人が休養しており社会保険事務所等に出向くことが難しい状況であったことは推認できるものの、脱退手当金を受給していないことを明らかにしているとまでは言えず、退職後実家等の遠隔地へ帰る場合には、退職時に事業所による立替払が行われていたとの同僚からの証言があることも踏まえると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とまでは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月26日から同年4月1日まで
昭和36年2月にA社に勤務していたが、取引のあったB社から印刷の仕事を頼まれ、同年2月から同年3月にかけて同事業所に転職した。その後、同年4月からA社に戻ったが、B社の期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している出納帳や同僚の証言により、申立期間に勤務していたことは確認できるものの、出納帳に記載されている金額には、明細が記載されていないため、厚生年金保険料が控除されていることを確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、連番になっている上、申立人の名前は無い。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げた者は、申立期間に申立事業所での厚生年金保険の加入記録が無く、別の同僚は、「申立人は1、2か月で辞めた」と証言している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立事業所は移転しており、当時の資料は無く、確認することができないと回答している上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。